

令和3年度 予算施策評価表

様式1

施策名	交通安全対策の推進				予算施策コード	kk05	
担当部局名	県民環境部	防災局	消防防災安全課	評価責任者	課長 中島 恭庸	連絡先	2315

1 施策の内容

施策の目標	県民の交通安全意識の高揚と事故被害者支援体制の充実を図り、安全・安心で快適な生活環境づくりを進めるとともに、自転車利用者の交通安全意識を向上させ、自転車の安全で快適な利用促進を図る。
これまでの取組み	<p>県交通安全実施計画及び交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱をそれぞれ策定し、関係機関・団体と連携して、各季の交通安全運動の推進等を実施するほか、交通事故被害者救済のため交通事故相談所による被害者支援等に取り組んでいる。</p> <p>自転車安全利用促進条例の基本理念である「シェア・ザ・ロード」の精神の浸透を図るために、「思いやり1.5m運動」及び「走ろう！車道運動」の普及啓発を行うとともに、令和3年度は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松山市内居住の高齢者約70人を対象に帽子型ヘルメット着用促進モニター事業を展開し、ヘルメット着用機運の醸成を図った。 ・自転車の走行が認められた歩道上での速度抑制に向け、中・高校生等から標語募集し、今治市内中心部の自歩道に標語看板として掲示、自転車通勤者等へ意識啓発を行った。 ・ライフステージに応じた交通安全教育を県内主要スーパー3店舗で展開し、VR体験や自転車シミュレータ体験の他、あらゆる世代に対するヘルメット着用を呼び掛けた。 <p>等の事業を展開した。</p> <p>令和4年度の新規事業では、「自転車安全利用CMコンテスト等」委託事業を予定し、中・高校生から高齢者まで幅広い年齢層の県民に交通安全を自分のこととして捉えてもらうようCM案を応募してもらい、最優秀作品等を映像化して、テレビCM、YouTube等で繰り返し放映し、県民の意識啓発を行う。</p>

成果指標名(目標の達成度合いを示す指標)

A	交通事故死者数	B	交通事故死傷者数(令和3年から交通事故死傷者数から重傷者数へ変更となる)								
選択理由	県交通安全計画(5か年計画)で死者数の抑止目標を設定している。	選択理由	県交通安全計画で示された交通事故死傷者数の目標値は達成に至った。第11次愛媛県交通安全計画において、交通事故死傷者数から重傷者数を新たな目標値とした。								
算定方法	年間における県内で発生した交通事故死者数(警察統計による)	算定方法	年間における県内で発生した交通事故重傷者数(警察統計による)								
成果と指標の関係	強	指標の種類(ストック/フロー)	フロー	指標の種類(プラス/マイナス)	-	成果と指標の関係	強	指標の種類(ストック/フロー)	フロー	指標の種類(プラス/マイナス)	-

指標・事業費・人件費の推移

区分	成果指標A			成果指標B			事業費(予算)				事業費(決算)	人件費
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	予算計	国費	その他	県費		
単位	人			人			千円					
元年度	50	42	119.0%	4500	3210	140.2%	17,542	6,543		10,999		15,655
2年度	50	48	104.2%	4500	2719	165.5%	16,381	5,818		10,563	13,467	15,563
3年度	33	50	66.0%	400	506	79.1%	16,605	5,832		10,773	9,232	13,915
4年度 目標値	33			400			12,073		1,500	10,573		
最終目標	33			400								

2 施策の評価

県の関与の必要性		説明	交通安全対策基本法第4条に県の責務として「その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じて施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」と明記され、また同法第16条に県交通安全対策会議を設置するとともに、その推進機関として交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部(本部長:知事)を設置し、関係機関・団体が行う各種交通安全対策の調整及び総合的な推進を行うこととされている。				
中							
成果指標A		説明	県では第10次愛媛県交通安全基本計画(平成28年度から令和2年度)において「死者数50人以下」と目標設定し、死者数は令和元年から42人、2年は48人、3年は50人と目標を達成するなど、一定の効果を上げた。 今後は、第11次愛媛県交通安全計画に示した「死者数33人以下」の目標達成に向け、引き続き、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部関係機関・団体との連携により、交通安全教育、街頭指導取締り及び広報啓発活動を行うなど、県民の交通安全意識の醸成を図ることで、より効果の向上が見込まれる。				
成果動向	横這い						
成果向上余地	成果向上が可能						
成果指標B		説明	県では第10次愛媛県交通安全基本計画(平成28年度から令和2年度)において「死傷者数4,500人以下」と目標設定し、死傷者数は平成30年から4,114人、3,210人、2,719人と目標を達成するなど、一定の効果を上げた(交通事故発生件数と負傷者数はともに17年連続で減少)。 第11次愛媛県交通安全計画では、交通事故死傷者数から重傷者数(400人以下)へ目標変更したところ、今後も、引き続き、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部関係機関・団体との連携により、交通安全教育、街頭指導取締り及び広報啓発活動を行うなど、県民の交通安全意識の醸成を図ることで、より効果の向上が見込まれる。				
成果動向	順調・向上						
成果向上余地	成果向上が可能						
参考：構成事務事業の評価の平均値	成果動向	2.17	順調・向上	成果向上余地	2.00	大幅な成果向上が可能	

今後予測される環境変化	県内の人口が減少傾向であるなか、高齢者の比率は増加傾向にあり、死者数を減少させるためには、高齢者対策を最優先に取り組む必要がある。また、自転車に関与する交通事故では、衝突時または転倒時による頭部の損傷が致命傷となる交通事故が発生しており、ヘルメット着用促進に向けて交通安全意識の向上を図る必要がある。
-------------	--

3 施策の今後の方向性

<ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全利用促進事業費は、「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の基本理念である「シェア・ザ・ロード」の精神の普及浸透を図り、自転車安全利用意識の更なる向上を図るため、事業を継続する。 ・交通安全推進費は、春・秋・年末の全国交通安全運動、県民総ぐるみ運動、交通安全県民大会など県として取り組む事業を継続する。 ・交通事故相談所運営費は、交通事故被害者支援の充実・強化を図るため、専門の相談員による質の高い相談業務を継続して推進する。
--

